

# 工事の元請業者・自主施工者の皆さまへ

令和4年4月1日以降に着手する工事では、事前調査結果を自治体へ報告する必要があります！

## 大阪府内の工事では、 『石綿含有建材の種類ごとの使用面積』 についても報告をお願いします！

※事前調査結果の報告制度について、詳しくは裏面をご覧ください。

**石綿含有建材がある場合、自由記載欄にご入力をお願いします！**

吹付け石綿	〇〇 m2	石綿含有断熱材	〇〇 m2
石綿含有保温材	〇〇 m2	石綿含有耐火被覆材	〇〇 m2
石綿含有仕上塗材	〇〇 m2	石綿含有成形板等	〇〇 m2

※文字は全角入力です。（例：m<sup>2</sup>→m 2 と記載）

**申請先 ※画面イメージ**

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）申請先

工事現場の管轄労働局 **必須**

工事現場の管轄労働基準監督署 **必須**

大気汚染防止法申請先

都道府県 **必須**

申請先自治体 **必須**

担当部署 **必須**

自由記載欄に石綿含有建材の種類ごとの使用面積をご記載ください。

**自由記載欄**

(例) 吹付け石綿 5 0 m2  
石綿含有仕上塗材 5 0 0 m2  
石綿含有成形板等 8 0 0 m2



石綿含有建材があるにもかかわらず未記入の場合、  
元請業者又は自主施工者にご連絡することがあります。

### 石綿事前調査結果の報告に関する 環境省Webサイト

[http://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)



### 大阪市内の解体等工事に係る 事前調査等に関するお問い合わせ

各区を所管する環境保全監視グループ  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html#todokesaki>

受付時間：9:00～17:30

（土・日・祝日、年末年始を除く）



# 工事の元請業者・自主施工者の皆さまへ

建築物、工作物の解体、改造、補修作業を行う場合は、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための事前調査が必要です。

## 令和4年4月1日以降に着手する工事では、事前調査結果を自治体へ報告する必要があります！

※大阪府内の工事では、追加で報告いただく事項があります。詳しくは裏面をご覧ください。

### 報告の対象

建築物の解体作業  
工事の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上

建築物の改修工事  
工事に係る請負代金※の合計が100万円以上

工作物の解体、改造、補修作業  
工事に係る請負代金※の合計が100万円以上

※材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。

### 報告の義務を負う者

元請業者又は自主施工者

### 報告の時期

事前調査実施後、速やかに  
(遅くとも工事に着手する前)

### 報告の方法

原則は電子システム（報告書の提出も可）

所管の環境部局及び労働基準監督署のそれぞれに報告する必要がありますが、電子システムでは、1回の申請で同時に報告することができます。

## 【申請先】石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

令和4年3月18日から、「石綿事前調査結果報告システム」の本運用・報告の受付を開始しています。（ご注意！ ユーザーテスト期間（令和4年1月18日から2月18日）の報告は全て削除され無効となっていますので、本運用開始後に改めて報告する必要があります。）



申請には事前に「gBizID」への登録が必要です。

<https://gbiz-id.go.jp>



## 令和5年10月からは、調査者等による事前調査が義務化されます！

調査者等：石綿に関し一定の知識を有し、実際に調査を実施した上での確かな判断ができる者

（特定建築物石綿含有建材調査者  
一般建築物石綿含有建材調査者  
義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者）

令和5年10月以前に着手する工事においても、可能な限り調査者等に事前調査を依頼することが望ましいです。